

(PDF 版・4の4のイ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」

(文責・豊田忠義)

「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」(150-169頁)

「二 教義学の規準」

それぞれの時代(世紀)においてその時代と現実**に強いられた**キリスト復活から復活されたキリストの再臨(終末、「完成」)までの聖霊の時代(中間時)における終末論的限界の下でのその途上性に存在している第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能(教會的な補助的奉仕)としての「**教会教義学**」の「ただ一つの態度、唯一の可能な態度」、「<福音主義>の信仰告白的な態度」、「**全教會的な根本姿勢と主張**」は、「**教会の唯一の主であり、かしらであり給う**〔第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストの中に**教会の存在がある**ことを想起させることとして」、自らが、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、聖霊自身の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)におけるところの、「**教会に宣教を義務づけている**」その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「**概念の实在**」(「啓示のしるし」)としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔**区別を包括した同一性**〕」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として(聖書を媒介・反復することを通して)、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、**純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」——換言すれば「教えの純粋さを問う<教会>教義学」の課題と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」——換言すれば、その区別を包括した単一性において<教会>教義学に包括された「正しい行為を問う特別な神学的倫理学」の課題**という連関と循環において、すなわち人間存在の総体性および過渡的課題(觀念の共同性を本質とする法的政治的な、共同<觀念的な>人間の過渡的相対的部分的解放の課題、往相的觀點)と究極的課題(社会的な、<現実的な>人間の究極的永続的全体の解放の課題、還相的觀點)とを明確に提起しないところでの自己欺瞞に満ちた市民的觀點・市民的常識(往相的觀點)における通俗的な「隣人愛」ではなくて、神の側の真実としてある、それ故に「**成就と執行、永遠的实在としてある**」イエス・キリストにおける成就され完了された個体的自己としての全人間・教会自身と世としての全世

界・全人類の究極的包括的総体的全体的永遠的な救済、それ故にその包括的救済に包括された平和としての**純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法**、神の命令・要求・要請、「もろもろの誠命中的誠命、われわれの浄化・聖化・更新の原理、**教会が〈教会自身〉と〈世〉に対して語らねばならぬ一切事中的唯一のこと**」（『福音と律法』）、全世界としての教会自身と世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになす純粋な教えとしてのキリストの福音の告白・証し・宣べ伝え）という**連関と循環**において、**イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性**を目指して行くという点にある。したがって、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教会教義学**」は、「福音主義的なものを特殊の関心事としてではなくて」、「**イエス・キリストの〈一つの〉教会全体の関心事として代表して行かなければならない**」。したがってまた、「意識的に特殊の教會的なもの、あるいは地域的教會的なものは、そのようなものとして、ただ非教會的なものであり得るだけであるだろう」。したがってまた、「そのようなものの影響と持ち味は具体的ニハいかなる教義学においても全く欠けているということはないとしても、そのようなものが……教會的なものと並ぶ第二の原理として承認され、力を奮わしめられる」という事態は「起こってはならないはずのことである」。このような訳で、「福音主義的教義学は、〔あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）、あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環から逸脱した非教會的な〕特殊教義学の意味で『福音主義的』であろうと欲することは許されくない」。したがって、**第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「教義学**」は、前述したような『**教会**』教義学として自分を知らせ、告知しなければならない。

そのような訳で、前段で述べられた第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教会教義学**」が、「啓蒙神学の産物」としての、第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通じた第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉「**信仰告白の上方にある**〔人間的理性や人間的欲求によってその上方に想定された〕**空想的な望楼から**」、それ故に第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とするのではなくて、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「**全体としてのキリスト教を基準として……理解し記述しようとし……それからおそらく福音主義的キリスト教の特別な優位性を証明しつつ、その福音主義的教義学に対して、あらゆる種類のほかの教義学と並んでその特別な場所と課題を割り当てようとする**」『**信条学**』に対して持っている関係についての了解事項について言えば、そのような「**信条学に対して、〔また「おそらくシュライエルマッヘル、C・シュタンゲ**」、その人間の自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を駆使して対象化され客体化されたその

人間自身の意味的世界・物語世界・神話世界、「存在者レベルでの神」、「存在者レベルでの神の啓示」に基づいた] 一般的な宗教哲学がさらにその上位に立っている」ということになるから、そのような「信条学は不可能である」ということである、「また、そのような信条学の現実存在と妥当性を承認することは、既にその発端において教会教義学の終焉を意味するであろう」ということである。したがって、「信条学」ないし「すべての神学学科の補助学問として信仰告白と教会の発生、本質、存続について報告」する「教会史」は、「教会教義学を、[それ故に] <福音主義的>教義学を<前提>としなければならない……」、「福音主義教会の〔Credoとしての<客観的な>〕信仰告白を、その肯定と否定のいずれの面においても、〔第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通した第三の形態の神の言葉である〕教会の〔Credoとしての<客観的な>〕信仰告白として総括しつつ記述しなければならない……」。「それから、そのところからして、初めて……〔自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階で停滞と循環を繰り返す〕<新プロテスタント主義>の語りと態度に視線を向けて行かなければならないであろう」（例えば、人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍から「キリストの永遠のまことの神性の告白を信用しない」、それ故に「和解に関して言えば、赦す神が人間に内在しなければならないことになり、その認識自体が思弁でしかない」ものになってしまう、それ故にまた「イエス・キリスト」は、人間的理性や人間的欲求やによって形而上学的にその一面だけを拡大鏡にかけて全体化された「ただの人」（八木誠一）や「下からの半神、超人、人間の最深の本質・最高の理想でしかない空虚な概念になってしまう」ところの、近代主義的プロテスタント主義の思惟と語りと態度に視線を向けて行かなければならないであろう）、「それから、……新プロテスタント主義の特殊の関心事を取り扱った後で、〔同様に、自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階で停滞と循環を繰り返す〕<ローマ・カトリック主義>の方向に視線を向けなければならないであろう」、「それから、常に福音主義的信仰告白を通して与えられた分離と秩序づけの原理の観点の下で、それとしてのキリスト教的信仰告白が非キリスト教的ないわゆる〔人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化されたところの〕<諸宗教>に対置することができるであろう」、「その際、<イスラム教>については、旧約および新約聖書とのその特別な歴史的関係の故に、もう一度特別な取り扱いがなされなければならないであろう」。このような訳で、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の<しるし>」）としての第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした、第三の形態の神の言葉である教会の<客観的な>信仰告白としての「キリスト教

的信仰告白が、福音主義的に規定された姿の中で、真理の信仰告白として、誤謬および虚偽の信仰告白であるすべてのそのほかの信仰告白に対して、……対置されなければならないであろう。「そのように形成されるべき補助学科として信条学は、いわゆる組織神学の一学科、あるいはむしろ〔教会〕＜教義学の補助学科＞であり、その限り、それは、可能な正当な神学的企てであり得るであろう」。

第三の形態の神の言葉である教会に属する「**教義学および教会の宣教の＜信仰告白的な態度＞**」は、第二の形態の神の言葉である「聖書への絶対的信頼」（『説教の本質と実際』）に基づいて、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした、「われわれ以前に教会の中にいた者たちの声としての教会の教父および〔教会の＜客観的な＞〕信仰告白に対する、〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉を通して要求された忠実さを意味している」。したがって、その教会の「教父たちおよび信仰告白の声」は、起源的な第一の形態の「神の言葉の威厳および権威と並んで独立した威厳と権威を持っていない」、換言すればそれは、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性とまことの間人性」——すなわち「イエス・キリストのまことの権威と自由」によって賦与され装備された「権威と自由」を持っているところの、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の＜しるし＞」）としての第二の形態の神の言葉である「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられている」「間接的・相対的・形式的な＜人間的な＞教育的権威」しか持っていない。言い換えれば、それは、その「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられている」「間接的・相対的・形式的な＜人間的な＞教育的権威」としての「威厳と権威を、……〔聖書を媒介・反復することを通じた〕副次的な証人の声〔啓示の＜しるし＞〕の＜しるし＞」として持っている」。したがってまた、「それらのものに対する忠実さ」は、それ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における「神の言葉に対する服従を意味している」。このことは、その聖霊自身の業である「啓示されてあること」、換言すれば「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、「＜われわれは、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教父たちおよび〔Credoとしての教会の＜客観的な＞〕信仰告白に対して忠実であることによって、それらのものに対して服従するのではなく、むしろ〔起源的な第一の形態の神の〕み言葉〔具体的には、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書〕に対して服従す

るのである>」。何故ならば、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「**聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理**〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕**イエス・キリストと共に**、〔「教会に宣教を義務づけている」ところの、第三の形態の神の言葉である〕**教会の宣教における原理**〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」（それ故に、「聖書が教会を支配するのであって、教会が聖書を支配してはならないのである」）からである。このような訳で、「ひとつの、聖なる、使徒的教会」、それ故に「福音主義教会の教父たちと信仰告白に対する忠実さ」は、「われわれが、〔第三の形態の神の言葉である〕教会に対して、〔第二の形態の神の言葉である〕聖書の中で与えられた標準および規準〔・原理・法廷・審判者・支配者〕と並んで、〔第三の形態の神の言葉に属する〕宗教改革者と宗教改革的な信仰告白と、またそれらのものを通して繰り返され確認された古代教会の教義を、〔第三の形態の神の言葉である〕教会の教えと生の第二の法則〔・原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕として承認しなければならないということの意味することはできない。聖霊自身の業である「啓示されてあること」、換言すれば「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、「もともとそのような第二の法則はない」。したがって、バルトは、聖霊自身の業である「啓示されてあること」、換言すれば「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、「聖書への絶対的信頼」に基づいたそれに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指して、「それ以前に語られた神ご自身の言葉……と自分を関わらせている……時、正しい内容を持っているということであり、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会に属する〕われわれ以前の人々によってなされた教義学的作業の成果は、根本的には……真理が来るといふことのしるしである」、と述べている。聖霊自身の業である「啓示されてあること」、換言すれば「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、「聖書への絶対的信頼」に基づいて「聞く、〔その書物が聖書であり、聖書を通して証人の態度を取るように召されている〕第三の形態の神の言葉である〕**教会は、まさに〔Credoとしての<客観的な>〕信仰告白の教会である**」。したがって、『**聖書的態度**』は、決して個人的な勝手な気持から立場を取るということではない。

われわれは、前段の意味で、第三の形態の神の言葉である「**教会の中にとの指示に**

対応しつつ、〔第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通じた起源的な第一の神の言葉である〕イエス・キリストの〈教会〉としての〔第三の形態の神の言葉である〕福音主義的教会に相對して、教会を異端から區別しつつ、……組織的に、また管理的に福音主義の教会につき合わされているが、しかし福音主義の教会にとって靈的には本質からして疎遠な新プロテスタント主義、ローマ・カトリック主義、東方正教会を對置させたのである。しかし、「われわれが、……新プロテスタント主義を徹頭徹尾福音主義教会に属さないものとして排除する時でも」、福音主義教会（ルター派、改革派、聖公会派）も「決して統一したもの」としては存在しておらず、福音主義教会には「〈ルター派的〉、〈改革派的〉、〈聖公会的〉な形態がある」。第三の形態の神の言葉である全く人間的なく改革派教会に所属した全く人間的なバルト自身、歴史的現存性のただ中に投げ出され、その時代と現実に強いられるところで存在し・思考し・実践しているのであるから、バルトは、「われわれは、ここで直ちにあからさまに言う」とすれば、「教義学のこの記述において、われわれは、福音主義教会について、……そもそも教会について語る時に」、「われわれが、〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉そのものを通して〔それ故に具体的には、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示の〈しるし〉」）としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されている「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストを通して）、それよりももっとよいことについて確信させられているのを見ない限りは、「教会の中にとの指示に対応しつつ、……〔起源的な第一の形態の〕神の言葉への服従の中で〔それ故に具体的には、「聖書への絶対的信頼」に基づいて聖書を媒介・反復することを通じた神の言葉への服従の中で）、当然忠実でなければならない〔第三の形態の神の言葉である教会に属する〕教父たちと〔Credoとしての教会の〈客観的な〉〕教義に対応しつつ」、「福音主義的——〈改革派〉教会のことを考えているのである」、と述べている。言い換えれば、バルトは、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「ただイエス・キリストの名だけ」——この「一つの事柄に仕えなければならないのであって、ひとつの党派〔学派、教派、主義、思想傾向、「同時代の人たちの思考の前提」・「そこから形成された理解の規準」〕に仕えなければならないことはない……、一つの事柄に対して自分の立場を區別しなければならないのであって、別な一つの党派に対して自分の立場を區別しなければならないわけではない……」のであるから、不可避的に所属した〈改革派〉教会の場所において、

「福音主義教会が、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通した第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉古い信仰告白〕を、「はっきりと言葉に出して超え出ている新しい信仰告白の形で公に責任をもって表明しつつ合同を見出し遂行していない限りは」、人間的理性や人間的欲求やによって「わがまま勝手に」恣意的独断的に「合併した教会を想定したり、……理念的に合同の立場を展開して行くことは、……〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、それに聞き教えられることを通して教える教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕教義学のなすべき事柄ではない」と思惟し語っているのである。「十九世紀になされたルター派・改革派的な、あるいは改革派的・ルター派的な合同教義学、〔「ヘーゲルの強力な痕跡」を持った、それ故に自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階で停滞した「神学的個人」としての〕シュライエルマッヘル、マールハイネケ、デ・ヴェッテ、C・J・ニッチ、アレキサンダー・シュヴァイツァー、I・A・ドルナー、A・E・ビーデルマンの信仰論が多かれ少なかれ皆、神学的、教会的に見た場合に、最高に不当な仕方で起こった……合同の背景の上に立っており、しかもそれらが、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、「聖書への絶対的信頼」に基づいて、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする〕福音主義的・教会的な信仰と思惟の仕方で企てられたのではなく、むしろまさに〔生来的な自然的な人間の自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を駆使して自分の意味世界・物語世界・神話世界・「存在者レベルでの神」・「存在者レベルでの神への信仰」を構成できる人間、その人間が自由に「それぞれ自分の立場を選ぶことが、……また必要な場合には自分の立場を自由に造り出すことができる」ところの、その最初から「誤謬が必然」である〕新プロテスタント的な信仰および思惟の仕方で企てられていたということは偶然ではない」。

そのような訳で、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「聖書への絶対的信頼」に基づいて、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とするところの、「神学的個人」としてのバルトの、区別を包括した単一性において「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学」を包括した「教えの純粹さを問う」「教会教義学」は、バルトが不可避免的に所属した〈改革派〉教会の場所において、「改革派の教義学」として「なして行くことができるだけである」。したがって、「神学的個人」としてのバルトの「教会教義学は、……改革派の教義学である」。しかし、「その際、改革派教会の教義学ということで、特に〔あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語

りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした] カルヴァンの奉仕とその証言を確認する信仰告白の奉仕を通して純化され、新たに基礎づけられた教会、……その者に課せられ、その者によってより良いものとして認識され、告白されたその特定の規定の中で、〔起源的な第一の形態の〕神の言葉を聞く教会〔それ故に具体的には、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「聖書への絶対的信頼」に基づいて、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、神の言葉を聞く教会〕の教義学が理解されなければならない。「この抜擢を論証する証明」は、「ここでもまた、ただ改革派の教義学の中で、<教会>の教義学が、それ故に福音主義的な教義学が、それ故に〔あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指す〕世界教會的〔教義学〕・教会〔の〕教義学〔<教会>教義学、<福音主義的>教義学〕がなされることが問題であり得るだけである。したがって、「まさに改革派の教義学こそが『改革派』教義学であったり、自分を『改革派』教義学と呼ぶことはできず」、「むしろまさにただ<教会>教義学〔<世界教會的>教義学、<教会の>教義学、<福音主義的>教義学〕あるいはただ教義学であろうとし、また自分をそのようなものとして呼ぶことができるだけである」。

しかし、「既にもう一つの別な形式……からして、われわれは、〔ルター派教会、改革派教会、聖公会という〕福音主義教会の内部の対立においては、〔ローマ・カトリック教会等の〕福音主義的ではない『教会』に対する対立におけるのとは違った状況であるということが当然結果として起こって来る。「またここでも、対立が、必然的な排他的な選択と決断が問題である」。しかし、「われわれは、そのことを、個人的な意見や歴史的あるいは体系的な判断に基づいて言っているのではない。〔不可避免的に既に改革派の教会の中に身を置いている限り〕既に自ら<改革派の>信仰告白的な態度を取りつつ言っている、換言すればカルヴァン自身と共に改革派の信仰告白と改革派の教義学〔Credoとしての改革派教会の<客観的な>信仰告白および教義〕がこれまでいつも取って来た態度を取りつつ言っているのである」。われわれは、「まさにこの態度を取りつつ、福音主義教会内部の対立の中で、信仰告白的態度が持つ意味と影響に関して」、「ルター派教会、改革派教会、聖公会について語る時、そのことでもって決して三つの違った教会のことが語られているのではなく、むしろ〔あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指す〕同じ一つの教会、すなわち福音主義教会、一つの、聖なる、共同の使徒的教会の三つの形態について」言っている。それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示な



いし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示のくしるし>」）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存し、「教会に宣教を義務づけている」「聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としてのイエス・キリストと共に、〔第三の形態の神の言葉である〕教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」ことからして、「われわれは、改革派教会に属する者として、聖公会についても、ルター派教会についても、ローマ・カトリック教会について語ったように、ただそれらのものの中に教会が<存在している>ということだけを言うことはできない」、「むしろ……聖公会およびルター派教会について、たとえその教えに関してそれらの教会がどれほど奇異で論難すべき立場を取っているように思えようと」、それらの「別な形態の中で、〔あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指す〕教会、イエス・キリストの一つの教会で<ある>ということを行わなければならない」。したがって、「われわれが、彼らに対して非難しなければならず、われわれを彼らから分かっているところのもの」——「それは、異端ではなく、……特定の誤謬……誤解し、誤解させるところの、悪い仕方で恣意的になされた特定の神学的取り組み、改革派教会自身の内部でも現われて来ることがあり得るような間違った神学的取り組みである」。したがってまた、われわれは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>、その中での客観的な「存在的なくラチオ性>」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在して「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指すところの、福音主義的な教会の宣教およびその一つの補助的機能としての教会教義学と取り組むために、区別を包括した単一性において「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学」（あの「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「神人愛」の課題）を包括した「教えの純粋さを問う」「教会教義学」（あの「神への愛」の課題）を取り扱わなければならない。したがってまた、「われわれは、〔福音主義教会の一つの形態である〕聖公会の教えについても、ルター派の教えについても、呪ワレヨと言わないであろう。「われわれは、それらの教えを……改革派の教えに対し抗弁している反対論、また改革派の……教会的な教えに、固有なあ

る要素〔一面〕を強調し〔一面を拡大鏡にかけて全体化し〕……それと共に歪曲する……反対論として理解する」。「われわれは、改革派教義学とそのほかの〔ルター派、聖公会の〕福音主義教義学の間での対立を、＜同一の教会内部での＞、そして原則的に一致する信仰告白の内部での異なった＜神学的学派＞あるいは＜思想方向＞の対立として理解する」。「……教会を分裂させる意味を人が与えることができなかつた教えの違いが昔から存在したし、今も存在しているということに、……人は注意せよ」。また、「人は、教義ニ関スル意見ノ一致を、……ルター的な教説を（またただ聖餐についての論争的になっている信仰箇条についてだけでも）異論のない仕方でも一致したものとして明らかにすることができたためしはなかつた」——バルトは、『ルートヴィヒ・フォイエルバッハ』で、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞を認識し自覚し堅持しないところの、生来的な自然的な＜人間の＞自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を駆使して対象化され客体化されたその人間の意味世界・物語世界・神話世界としての「存在者」、「存在者レベルでの神」、「存在者レベルでの神の啓示」、「存在者レベルでの神への信仰」——この＜神、啓示、信仰＞の水準について言えば、「（中略）神の意識は人間の自己意識であり、神の認識は人間の自己認識である」し、「（中略）神の啓示の内容は、神としての神から発生したのではなくて、人間的理性や人間的欲求やによって規定された神から発生した……」のであり、それ故にその「対象に即してもまた、『神学の秘密は人間学以外の何物でもない！』……」（『キリスト教の本質』）それであるが、またその水準の＜神、啓示、信仰＞は、「……独立的に現われ活動する神的実体として（中略）〔それには〕あらゆることが可能であり、（中略）〔またそれは〕人を義とする……、……愛と善き業を生み出す……、罪や死にも打ち勝ち、人を救う。〔その〕信仰と神とは『一団』をなし、信仰は（心の信頼として！）神と偽神の両方を作り、ときには（ただ「われわれ自身の内部において」だけであるが）『神性の創造者』と呼ばれるということもあり得る。さらに重要なのは、……受肉説とそれに関連した事柄である。フォイエルバッハは、このキリスト教の教説を『神は人となり、人は神となる』〔神の人間化、人間の神化〕という定式で簡明に表現し〔たが、そのことは〕……とくにルター的なキリスト論および聖餐論を前提とする場合には、まったく不可能とか無意味とかいうことはできない。……〔すなわち〕神性を天上に求めず地上に求め人間の中に——人間イエスの中に求めることを教え、またかれにとっては聖餐式のパンは高く挙げられたイエスの栄光化されたからだであらねばならなかつた（中略）。（中略）これらすべてのことは、……、……天と地・神と人間を転倒する可能性を意味しており、終末論的限界を忘れる可能性を意味している。（中略）ルターと初期ルター派の人々が、天を襲うようなキリスト論を説いて、その後継者たちを、たえず出現する思弁的・人間学的帰結に対しての一種の危険状態・無防備状態の中に置き去りにしたことは疑いない。神に

対する関係があらゆる点で、原理的に転倒不可能な関係だということ〔神と人間の間には徹頭徹尾転倒不可能な無限の質的差異があるということ、徹頭徹尾＜常に＞キリストにあっての神としての「神は神であり、人間は人間ある」〕——そのことについて、人々は、フョエルバッハ〔客観的な正当性と妥当性をもって根本的包括的に原理的に、キリスト教批判をなしたフョエルバッハの批判〕を有効に防御するためには確信を持っていなければならない……〕。